

住宅耐震改修証明書について

住宅において一定の耐震改修を行った場合、所得税の住宅耐震改修特別控除や、固定資産税の減額措置を受けることができます。都市計画課では、河内長野市の木造住宅耐震改修補助制度を利用された方に限り、希望される場合は申請の際に必要な「住宅耐震改修証明書」を発行しています。

1. 耐震改修証明書の発行について

「住宅耐震改修証明書」の発行を受けるためには、以下の書類をご準備の上、河内長野市役所都市計画課に提出してください。

- ① 住宅耐震改修証明申請書（都市計画課に置いてあります。）
- ② 補助金交付額確定通知書

2. 住宅耐震改修証明書の発行手数料

1通につき300円が必要です。

3. 申告先

・所得税の特別控除

確定申告時期に確定申告書に、「住宅耐震改修証明書」や必要書類を添えて富田林税務署へ申告して下さい。必要書類等、ご不明な点につきましては、富田林税務署（電話：0721-24-3281）にて確認をお願いします。

・固定資産税の減額措置

耐震改修工事後、3か月以内に「住宅耐震改修証明書」や必要書類を揃えて市税務課へ申告して下さい。必要書類等、ご不明な点につきましては、河内長野市役所税務課（電話：0721-53-1111）にて確認をお願いします。

4. 注意事項

- ① 必要書類が揃っていない場合、「住宅耐震改修証明書」の発行ができませんので、事前に都市計画課へご相談下さい。
- ② 「所得税の特別控除」及び「固定資産税の減額措置」の両方を申請する場合、それぞれの申請に証明書の写しを用いることができないため、2通必要です。

5. 住宅耐震改修証明書発行に関するお問い合わせ先

河内長野市役所 都市計画課 住宅・空家対策係
電話：0721-53-1111（代表）